

滑川市は2人の
スタートを応援します



Life in Namerikawa

のんびりした住環境で新生活を



詳しくはコチラ ▲

滑川市HP

滑川市結婚新生活支援補助金

対象者

- ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・夫婦の所得を合算した額が500万円未満
- ・市HP記載の「夫婦共に実施する講座等」のいずれか一つを行う
- ・申請時、夫婦の住所が滑川市内にある
- ・他自治体で同様の補助を受けていない
- ・夫婦ともに市税等の滞納がない

対象経費

- ・住宅賃借費用
 - ・住宅取得費用
 - ・リフォーム費用
 - ・引越費用
- ※対象外となる費用があります。

補助金額

夫婦ともに29歳以下：上限60万円
夫婦のどちらか、
または両方が30～39歳：上限30万円

滑川市企画政策課 ☎ 076-475-2119

